

松前町経営支援システム及びサービス提供業務基本仕様書

1 業務名

松前町経営支援システム及びサービス提供業務

2 目的

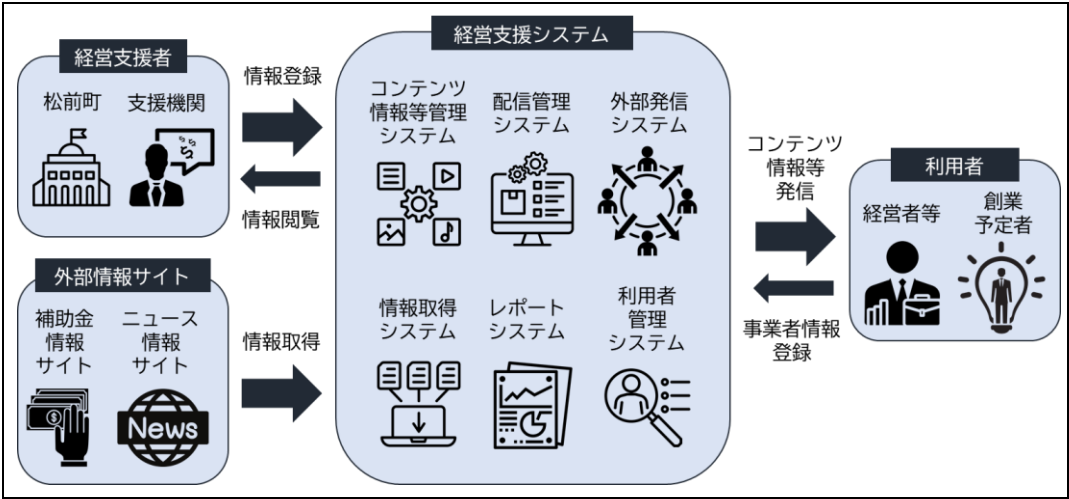
本業務は、松前町の中小企業及び創業予定者等に対して、研修等の動画コンテンツの配信など企業の自主的な経営の改善努力を促す機能、事業者等をつなぐコミュニティ機能及び行政や商工会等の経営支援者を支援する機能を備えるシステムを提供するとともに、事業力を向上させるための経営支援サービスを提供することにより、松前町の中小企業及び創業予定者等の経営力の強化を図ることを目的とする。

3 提案事業の概要

(1) 経営支援システムの提供事業

ア 提供するシステムの構成（概略）

経営支援システムの構成は以下の概略図に示すとおりする。



イ 提供するシステムを構成する各システム

経営支援システムを構成する各システムは以下のとおりとする。なお、以下のシステムを備えるだけでなく、これらのシステムを相互に連携する仕組みなど、経営支援者及び利用者が使いやすいものとする。

各システム	概要
コンテンツ情報等管理システム	動画等、経営に役立つ情報や利用者が登録する製品やニュース情報を保持、管理するシステム

テム	
情報取得システム	補助金情報サイトやニュースサイトなど、外部が発信している情報を取得し、利用者に発信することを可能とするシステム
配信管理システム	コンテンツ等情報管理システムや情報取得システムから取得した情報のうち、各利用者に最適化された情報を選択するシステム
外部発信システム	配信管理システムが各利用者向けに選択した情報について、ホームページやメールマガジン、外部連携するSNSを通じて発信するシステム
レポートシステム	利用者の興味や利用状況等を分析し、当該利用者の興味ある情報や課題解決に関する情報などをまとめて出力するシステム
利用者管理システム	経営者などの利用者を管理し、ログインやアクセス権限の設定等、システムを利用する際に必要となる様々な認証を行うシステム

ウ 各システムの機能要件

経営支援システムに求める各システムの機能要件は以下のとおりとする。
ただし、本仕様で要求する機能要件はあくまで例示であり、必ずしも本仕様の要件による必要はなく、同等の機能が具備されているものであれば、受託者の提案によるところで構わない。

各システム	機能要件
コンテンツ情報等管理システム	経営支援に資する情報を登録、管理する機能を備えることを要件とし、登録する情報は主に以下のとおりとする。 (ア) ニュースサイトや補助金サイト等から取得した情報（後述する配信管理システムにおいて、配信先を選択する際に必要となるコンテンツの属性等を示す付加情報等を保持する必要があることに留意） (イ) 利用者等の製品情報や支援実績、ニュースなど自社をアピールする情報 (ウ) マーケティングやDX等、経営について様々な分野を学べる動画等の情報

	(エ) 経営者や経営支援者が登録するセミナー・イベント等のお知らせ情報
情報取得システム	外部の補助金情報サイトやニュースサイトから自動的に情報を取得する機能を備えることを要件とし、同機能に付随する機能は主に以下のとおりとする。なお、取得する情報源は、今後も様々なニュースサイト等が出現することに鑑み、新規サイト等からの情報を柔軟に取得できる機能であることが望ましい。 (ア) 外部の補助金情報サイトやニュースサイトから、利用者への選択的配信に必要となる付加情報をあわせて情報を取得する機能。 (イ) コンテンツ等情報管理システムに格納する機能。
配信管理システム	コンテンツ情報等管理システムが保持する情報のうち、登録する利用者それぞれに配信する情報を決定する機能を備えることを要件とし、利用者への配信情報の決定に当たっては、当該利用者の事業領域やシステムの利用状況などの情報に基づいて、当該利用者の興味に近いと判断される情報を選択する機能を有するものとする。 なお、この情報選択のアルゴリズムについては自由とするが、利用者の興味により近い情報を選択的に発信することについて、高度かつ高効率な機能を有するものであることが望ましい。
外部発信システム	配信管理システムが選択した情報を利用者へ発信する機能を備えることを要件とし、その発信方法についてはメールマガジン及び SNS との連携によるものとする。 なお、連携する SNS については、システムの特性や利用者の傾向、近年のトレンド等に鑑み、最適なものを選択すること。
レポートシステム	利用者の利用状況や興味領域の設定に基づき、コンテンツ等情報管理システムに登録された情報から、当該利用者に興味がありそうなニュース等情報、課題解決に資する情報を自動的に抽出し、レポートにまとめて出力する機能を備えることを要件とする。

	なお、配信管理システムと同様に、情報選択のアルゴリズムについては自由とするが、利用者の興味により近い情報を選択的に出力することについて、高度かつ高効率な機能を有するものであることが望ましい。
利用 者 管 理 シ ス テ ム	経営支援者や利用者の登録、更新及び削除のほか、様々なシステムの利用に必要な認証、また、配信管理システムが配信する情報の決定に必要な利用者の事業領域などの属性情報を管理する機能を備えることを要件とする。 なお、保持する利用者の情報については、発注者と協議の上、決定すること。

エ 提供方法

定期的なバージョンアップ(機能拡張)を図るため、ASP サービスの形態で提供すること。また、ASP サービスとして一般的に行われるシステム機能の強化(追加・修正等)については、追加の費用なく提供すること。

オ サーバ・ネットワークの構成

インターネットを利用したクラウドサービスで提案すること。なお、クラウドサービスのシステムは国内にデータセンターがあり、日本の法律が適用されること。また、利用するクラウドは、ISMAPに登録されていること。

カ システム及びデータの管理

システムやデータはデータセンターで管理し、情報漏えいや改ざんの防止、個人情報の管理に関して必要なセキュリティ対策を取ること。

キ ユーザビリティ・アクセシビリティ

システムが利用するウェブコンテンツに当たっては、利用者がストレスなく利用できるよう、ユーザビリティに十分に配慮したものとすること。

また、アクセシビリティについては、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024年版）」に基づく表示、運用を行うなど十分に配慮を行うこと。

ク 動作環境

以下の動作環境で正常に動作するシステムであること。

(ア) OS : Android 11以上、iOS 16以上、Windows10 以降、macOS Ventura (バージョン13.0以上)。

(イ) ブラウザ : Google Chrome 最新版、Safari 最新版、Microsoft

Chromium 版 Edge 最新版、Firefox 最新版。

ケ 稼働条件

24時間365日サービス提供が可能で、予め定めたメンテナンス期間を除いて稼働率99%以上を確保していること。

コ ネットワーク要件

経営支援システムに求めるネットワーク要件は以下のとおりとする。

- (ア) インターネット接続に当たっては、暗号化等のセキュリティ機能を確保すること。
- (イ) 利用者端末から業務システムサーバへの接続には、SSL 通信等一定のセキュリティを担保すること。

タ セキュリティ要件

経営支援システムに求めるセキュリティ要件は以下のとおりとする。

- (ア) ログの記録によるアクセス状況の把握及び不正アクセスを監視する仕組み等により、サイバー攻撃及び情報漏えい、改ざん防止対策並びにセキュリティホール対策を適切に講じること。
- (イ) 本システムと利用者間の通信は暗号化を用いて情報漏洩対策が実施されていること。
- (ウ) 経営支援者や利用者に応じた閲覧・操作権限の設定等、ソフトウェア面でのセキュリティ対策を講じること。
- (エ) 本システムの提供者はプライバシーマーク又は ISMS (ISO/IEC 27001 (JIS Q 27001)) 適合性能評価制度の認定を受けていること。
- (オ) 利用者が本システムに登録する情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って経営支援者及び受託者が利用者情報を取扱うことについて、利用者から本システムの登録時にあらかじめ同意を得る仕組みとすること。
- (カ) ユーザ管理などシステムの管理機能への接続に当たっては、ネットワークのグローバル IP アドレス以外からのシステムへのアクセス制限を行えること、又は、ワンタイムパスワード等の2段階の認証を行えること。

チ 運用開始のためのテスト要件

本システム運用開始のためのテスト要件は以下のとおりとする。

- (ア) 受注者において運用テストを実施した後、発注者が指定する職員とともにユーザ受入れテストを実施すること。
- (イ) 発注者が、運用テスト結果からシステム機能が本業務使用に適合しない

と認められるときは、速やかに機能の見直しを行うこと。

- (ウ) 利用開始後であっても、運用テスト不足と合理的に認められる場合には、必要な運用テストを実施すること。また、その結果、システム機能が本業務仕様に適合しない事実が発見されたときは、速やかに、機能の見直しを行うこと。ただし、機能の見直しに当たっては、稼働中のシステムの運用に最も影響の少ない方法をもって実施しなければならない。

ツ 運用サポート及び保守の要件

本システムの運用サポート及び保守の要件は以下のとおりとする。

- (ア) 本業務の運用に支障が出ないよう、操作マニュアルを作成すること。
- (イ) システム障害対応等が適正に行われる保守サービスを提供すること。

テ 導入の要件

本システムの導入の要件は以下のとおりとする。

- (ア) 受注者は、発注者と連携し、業務システム利用に必要な利用者権限等業務システム利用に必要な利用者権限等の設定を実施すること。
- (イ) 各支援機関向けに各支援機関の施設等において、本システムの利用に当たっての操作研修を実施すること。
- (ウ) 利用者向けに松前町内の施設又はオンラインミーティングツールにおいて、本システムの利用に当たっての説明会又はセミナーを開催すること。

(2) オンライン等におけるビジネス学習カリキュラムの提供事業

ア 業務の概要

本業務は、各分野の専門人材を講師として招聘し、企業の成長に繋がる独自の動画等の学習コンテンツをオンライン上に作成し、提供するとともに、それぞれの専門人材に対して学習内容や事業計画についての相談（メンタリング）を行える機会を提供することにより、町内の事業者及び創業予定者の経営力を飛躍的に成長させるものとする。

イ ビジネス学習カリキュラムの提供回数

契約期間内に2回実施するものとする。ただし、受託者の提案によるところにより、発注者と協議の上、変更することは可能とする。

ウ ビジネス学習カリキュラムの提供期間

1回当たりのカリキュラムの提供期間は4ヶ月を基本とする。ただし、受託者の提案によるところにより、発注者と協議の上、変更することは可能とする。

エ ビジネス学習カリキュラムの提供人員

公募で集まった人員とし、1回当たり10名を限度とする。ただし、受託者の提案によるところにより、発注者と協議の上、変更することは可能とする。

オ ビジネス学習カリキュラムの内容

マーケティングやデジタルスキルに関するコンテンツを基本とする。ただし、受託者の提案によるところにより、発注者と協議の上、変更することは可能とする。

(3) 先例的な取組事例の事例集の作成事業

ア 業務の概要

本業務は、本契約の業務及び支援機関等の支援により行った経営改善事例又は創業事例のうち、先例的で模範となるものについて、テキスト又は動画を用いた分かりやすい情報として取りまとめることにより、事例集として体系的に整理していくものとする。なお、事例集の作成に当たっては、現地にライター又はクリエイター等を派遣し、取材を行うものとする。

イ 事例集の作成件数

契約期間内に3件以上の取材を行い、事例集を作成すること。

ウ 事例集の作成場所及び情報発信方法

事例集は経営支援システム内に作成するほか、SNS等を活用して広く情報発信を行うものとする。なお、情報発信の方法は、受託者の提案によるところとする。

3 提案事業費の算定

本業務の事業費は、以下の事項を考慮し、算定するものとする。なお、提案できる事業費の上限額は、松前町経営支援システム及びサービス提供業務に係る公募型プロポーザル実施要領の1第4号のとおり（9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。））とする。

(1) 経営支援システムの提供事業

この金額は、初期導入に係る費用並びに10月分のシステムの利用料及び保守・サポートに係る費用を合わせたものとする。なお、初期導入費については、システムを利用するための設定、各種マスターや帳票の設定などに要する経費を含めるものとする。

(2) オンライン等におけるビジネス学習カリキュラムの提供事業

この金額は、講師等の招聘の要する旅費並びに謝礼及びビジネス学習カリキュラムの作成に要する費用等を合わせたものとする。

(3) 先例的な取組事例の事例集の作成事業

この金額は、現地にライター又はクリエイター等を派遣する旅費並びに謝礼及び事例集の作成に要する費用等を合わせたものとする。

4 履行場所

松前町 一円

5 履行期間

本業務の履行期間は契約締結の日（令和7年4月中旬予定）から令和8年3月31日までとし、それぞれの事業の業務内容ごとの履行期間は以下のとおりとする。

(1) 経営支援システムの提供事業

ア 経営支援システム導入期間

契約締結の日（令和7年4月中旬予定）から令和7年5月31日まで

イ 業務システム運用期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

※ただし、運用開始時期については、上記の期日より前に開始しても差し支えない。

(2) オンライン等におけるビジネス学習カリキュラムの提供事業

ア 学習カリキュラムの作成期間

契約締結の日（令和7年4月中旬予定）から令和7年5月31日まで

イ 業務の運用期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

※ただし、これらの期間については、受託者の提案によるところにより、発注者と協議の上、変更することは可能とする。

(3) 先例的な取組事例の事例集の作成事業

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで（随時）

6 再委託の可否

受託者は、業務の一部を松前町経営支援システム及びサービス提供業務に係る公募型プロポーザル実施要領の3第2号から第7号までの規定する要件を全て満たす者に再委託することができる。この場合において、受託者は、再委託先ごとに次に掲げる事項を記載した書面により松前町に報告し、事前にその承認を得なければならない。

- (1) 業務内容
- (2) 再委託先の概要
- (3) 業務の履行体制及び責任者

7 秘密保持

- (1) 受託者は、松前町から開示された秘密を保持するため、当該秘密の全部又は一部を含む書面又は記録媒体について、他の書面等と明確に区別を行い、秘密が不当に開示され、又は漏えいしないように管理しなければならない。
- (2) 受託者は、事前に松前町の書面による承諾を得ることなく、秘密を第三者に開示してはならない。
- (3) 受託者は、秘密を知得した自己の役員又は使用人（秘密を知得後退職した者も含む。）に対し、別途契約時に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。
- (4) 受託者は、本町の条例、規則、セキュリティポリシー及び関係法令を遵守し、業務を遂行すること。

8 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について松前町と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して松前町に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、松前町の検査を受けること。
- (3) 松前町は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることがある。

9 その他

- (1) 受託者は、常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。
- (2) 受託者は、松前町と密接に連絡を取るとともに、必要に応じて松前町と打合せを行い、業務の進捗状況を報告し、今後の実施予定等について松前町の確認を得ること。また、打合せの内容について、受託者がその記録を作成し、速やかに松前町に提出すること。
- (3) 松前町は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることがある。

- (4) 松前町は、業務実施過程で委託契約書及び本仕様書（以下「仕様書等」という。）に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出ることがある。
- (5) 受託者は、仕様書等に疑義が生じたときは、速やかに松前町と協議し、その指示を受けなければならない。